

～ふるさと納税～

十島村で生まれ育った皆さま、またご縁のある皆さま、「ふるさと納税制度」を活用し、むらづくりの応援をお願いします！

ふるさと納税とは、任意の都道府県や市町村に寄附することで、寄附した額の一部が税額控除される制度のことです。（法人の場合は、全額損金算入できます。）十島村では、皆様からご寄附をいただく際に下記の7項目の中から寄附金の指定用途を選んでいただき、ふるさと納税寄附金を利用した活力ある村づくりを進めております。

指定用途の内容

- ① 健康な生活に関する事業(保健・医療・福祉)
- ② 社会基盤の整備に関する事業(インフラ・消防防災など)
- ③ 過疎化対策に関する事業(定住促進・産業振興・住宅対策)
- ④ 教育や文化に関する事業
- ⑤ 観光・交流人口に関する事業
- ⑥ 地域の活性化に関する事業
- ⑦ 用途指定なし

【ふるさと納税の方法について】

ふるさと納税は、「1. 振込み」、「2. 窓口持参」のいずれかの方法で行うことができます。

○別添の寄附申込書に日付、住所、氏名、電話番号、金額をご記入し、お申込下さい。

十島村ふるさと納税窓口（お問い合わせ先）

〒892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町 14-15 十島村役場総務課 税務係 ふるさと納税担当
電話 099-222-2101 FAX 099-223-6720 Eメール toshima-so@tokara.jp

【寄附金の税額控除について】

法人が、ふるさと納税を行う場合、その税務上の取扱いは「国、地方公共団体に対する寄附金」となり、「特定寄附金」に該当します。

「特定寄附金」は、全額損金算入することが可能であり、一般的な寄附金の場合と異なり、損金処理できる額に限度がありません。

ふるさと納税を利用したむらづくりの応援、よろしくお願いします！